

「第45回全国中学生人権作文コンテスト」香川県大会実施要領

1 主 催

高松法務局、香川県人権擁護委員連合会

2 後 援

香川県教育委員会、全国地方新聞社連合会人権啓発事業実行委員会・四国新聞社、NHK高松放送局、株式会社カマタマーレ讃岐、香川オリーブガイナース球団株式会社、株式会社ファイブアローズ、香川アイスフェローズ

3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

4 応 募 規 定

(1) 対象

ア 香川県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

イ 上記アのほか、外国人学校その他の教育施設（以下、上記アの学校らと併せて「中学校等」という。）に在学する者であって中学生に準ずる生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た自己の体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考察したことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 作文の様式

ア 提出する作文については、手書き（HB以上推奨）、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

イ 用紙は、原則として400字詰原稿用紙（B4判又はA4判。縦書き）を使用する。

ウ パソコン等で作成した場合の用紙については、上記イに準ずるものとする。

(5) その他

作文の創作に当たっては、上記3の趣旨及び(2)の内容に沿ったものとする
こと。

特に、以下の点に注意すること。

ア 応募作文は、未発表のものに限る。

イ 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出し
たものと認められた場合は、審査の対象とならない。

ウ 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文
章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象となら
ない。

5 各中学校等からの応募作文の送付

応募に当たり、各中学校等内における事前審査の必要はない（ただし、各中学校
等が自主的に事前審査を行うことを妨げるものではない。）。応募作文の全てを送
付する場合は、原稿用紙の右上部分に各応募中学校等単位で1からの通し番号を記
載し、一覧表（別紙(1)）を添付の上、令和8年9月8日（火）（必着）までに以
下【作文の送付先】の宛先に送付する。

なお、各中学校等において事前審査を実施する場合は、応募総数に応じた以下の
【基準】に従って推薦作文を選定し、一覧表（別紙(2)）を添付の上、令和8年9
月15日（火）（必着）までに以下【作文の送付先】の宛先に送付する。

【基準】

各中学校等応募総数	推薦できる作文数
1～29編	3編以内
30～99編	4編以内
100～199編	5編以内
200～299編	6編以内
300編以上	7編以内

※一覧表別紙(1)及び(2)は、以下の高松法務局ホームページトップ画面の新着情
報『「第45回全国中学生人権作文コンテスト」香川県大会を実施します』欄か
らダウンロードできます。

[\(https://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/\)](https://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/)

【作文の送付先】

① 高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾
川町の各中学校等

〒760-0019 高松市サンポート3-33（高松サンポート合同庁舎南館2階）

高松法務局人権擁護部 TEL 087-821-7850

② 丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、多度津町、まんのう町の各中学校等

〒763-0034 丸亀市大手町三丁目1番1号

高松法務局丸亀支局 TEL 0877-23-0228

③ 観音寺市、三豊市の各中学校等

〒768-0067 観音寺市坂本町五丁目19番11号

高松法務局観音寺支局 TEL 0875-25-4528

6 香川県大会

(1) 第1次審査

第1次審査は、高松、丸亀及び観音寺の各人権擁護委員協議会、並びに高松法務局において行う。

第1次審査に当たっては、各協議会ごとに各中学校等からの応募作文総数に応じた下記の基準に従って香川県大会推薦作文を選定し、別紙(3)に記載の上、別紙(1)又は別紙(2)の写しを添付し、令和8年10月8日(木)までに高松法務局人権擁護部に送付する。

記

	協議会内応募総数	香川県大会への推薦作文数
①後記(2)ウ(ア)及び (イ)の各賞候補推薦 作文	500編以下	3編
	1,000編以下	4編
	2,000編以下	5編
	以降1,000編ごと	1編ずつ追加
②後記(2)ウ(ウ)の 奨励賞候補推薦作文	上記の県大会各賞候補推薦作文数と同程度	

(2) 第2次審査

前記(1)の第1次審査において選定された推薦作文について、次のとおり第2次審査を行い、表彰する。

ア 審査員

高松法務局、香川県人権擁護委員連合会、香川県教育委員会、四国新聞社、NHK高松放送局の各団体に所属する者

イ 入賞者の発表

令和8年11月下旬頃、高松法務局ホームページ (<https://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/>) において行う。

なお、入賞者には、事前に各学校を經由して通知する。

ウ 表彰

(ア) 最優秀賞

a 高松法務局長賞 1編

b 香川県人権擁護委員連合会長賞 1編

c 香川県教育委員会教育長賞	1 編
d 四国新聞社賞	1 編
e NHK高松放送局長賞	1 編
f カマタマーレ讃岐賞	1 編
g 香川オリーブガイナース賞	1 編
h 香川ファイブアローズ賞	1 編
i 香川アイスフェローズ賞	1 編
(イ) 優秀賞	若干編
(ウ) 奨励賞	若干編

(3) 副賞及び参加賞

入賞者には賞状及び副賞を授与し、応募者全員に参加賞を贈呈する。

(4) 表彰式

上記(2)(ア) a～eについては、令和8年12月5日(土)に開催予定の「じんけんフェスタ2026」(仮称)において行う。

なお、その他の賞は各学校において行う。

7 「第45回全国中学生人権作文コンテスト」への推薦等

香川県大会で優秀と認められた作文については「第45回全国中学生人権作文コンテスト」実施要領の推薦基準に基づき、中央大会に推薦する。

8 そ の 他

(1) 応募作文は、返却しない。

(2) 他の機関との二重応募が判明した場合は、入賞を取り消すものとする。

(3) 応募作文の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、主催者に帰属するものとする。

(4) 応募者の個人情報、応募作文の審査や本コンテストに関する連絡のため、必要な範囲でのみ使用する。

(5) 本人以外の第三者による作文の修正は不可とする。

(6) 入賞作文については、入賞者及びその保護者(以下「本人等」という。)の同意を得た上で、入賞者の学校名、学年、氏名及び入賞作文の題名を高松法務局ホームページにおいて公表するとともに、最優秀賞及び優秀賞を受賞した作文については、同ホームページ及び主催者が作成する作文集等の冊子においてその内容を公表する。

なお、作文の公表に当たっては、本人等の意向に基づき、「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがある。

おって、作文の公表に当たっては、作文の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

(7) 入賞作文については、一般に公表することを予定しているので、公表を希望し

ない作文については応募することができない。

また、入賞作文中に、入賞者本人以外の第三者（親族を含む。）のプライバシーに関する記述（公知の事実に係るものを除く。）がある場合であって、その記述により当該第三者を特定することができるときは、本人等において、当該第三者から作文を公表することについての承諾を得るものとする（主催者は、本人等に第三者の承諾が得られていることを確認する。）。

- (8) 高松法務局は、上記(6)の公表作文について、主催者以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがある。
- (9) 入賞作文について、転載等を希望する場合は、事前に高松法務局人権擁護部に連絡する。